

修学のため町外へ転出する方の国民健康保険の特例「マル学」について

国民健康保険は、原則として住民票のある市町村で加入します。

ただし、鹿追町の国民健康保険に加入している方が、修学のために町外へ転出する場合は、届出により引き続き鹿追町の国民健康保険の資格を継続できる場合があります。

この制度を、国民健康保険法第 116 条に基づく修学中の被保険者の特例、通称「マル学」といいます。

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象です。

- 鹿追町の国民健康保険に加入している方
- 修学のため、鹿追町外に住所を移す方
- 学校に在学している方
- 修学前の世帯から生活費や学費などの支援を受けている方

手続きが必要なとき

- 修学のため町外へ転出するとき
 - 引き続き学生であるとき
 - 卒業、退学したとき
 - 就職して職場の健康保険に加入したとき
 - 住民票を鹿追町へ戻すとき
 - 学生でなくなり、住民票が鹿追町外にあるとき
-

必要書類

引き続き学生である場合

- 国民健康保険法第 116 条「マル学」該当・非該当届
- 在学証明書
- 国民健康保険の資格確認書、または資格情報のお知らせ

卒業・退学した場合

- 国民健康保険法第 116 条「マル学」該当・非該当届
- 国民健康保険の資格確認書、または資格情報のお知らせ

就職して職場の健康保険に加入した場合

- 国民健康保険法第 116 条「マル学」該当・非該当届
- 就職先の健康保険資格確認書の写し、または資格情報のお知らせ等の写し
- 国民健康保険の資格確認書、または資格情報のお知らせ

注意事項

卒業、退学、就職などにより学生でなくなった場合は、速やかに届出をしてください。

就職などにより職場の健康保険に加入した場合でも、鹿追町国民健康保険の資格喪失手続きをしないと、国民健康保険税が課税されたままとなる場合があります。

手続き・お問い合わせ先

鹿追町 保健福祉課 国保医療係

場所: トリムセンター内

電話: 0156-66-1314

FAX: 0156-66-1818

受付時間: 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除きます。